

○ 稲川土地改良区使用料並びに手数料徴収規程

（昭和59年1月19日）  
制 定

改正 昭和62年12月8日

**第1条** この土地改良区の使用料並びに手数料徴収については、法令その他別段の定めがあるものを除き、この規程の定めるところによる。

**第2条** 管理施設使用規程により施設の使用を承認したときは、当該施設を使用する者から施設の使用目的等にあわせ別表第1により使用料を徴収する。

**第3条** 浄化槽等の設置により処理水を放流するため施設を使用するときは、使用者は別表第2により使用料を納付しなければならない。

**第4条** 使用者は、次の各号に該当する事項が生じたときは、直ちに理事長に届出、その指示を受けなければならない。

- (1) 使用者の住所、氏名に変更があったとき。
- (2) 使用者が死亡したとき。
- (3) 使用法人が解散したとき。
- (4) 使用者が使用を中止したとき。

2 前項第2号及び第3号の届出義務者は、相続人又は清算人とする。

**第5条** 使用料の起算は、次の各号による。

- (1) 使用期間1年以上のものは、その年の4月より翌年3月に至る1ヵ年分、年度途中において承認を受けたものは、承認の日から月割をもって起算する。
- (2) 使用期間の1ヵ年未満のものは、月割をもって計算する。ただし、1ヶ月に満たない日数は、これを1ヶ月とする。

**第6条** 会社、工場並びにこれに類する建物を目的とする敷地等の排水については、水路使用料として別表第2に定める金額を納付する。

**第7条** この規程に定めない事項及び使用料は、その都度理事長が調査研究し、適切な方策を講ずるものとする。

**第8条** この土地改良区が徴収する手数料は、別段の定めがある場合を除きこの規

程による。

**第9条** 手数料は次のとおりとする。

- (1) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第29条第4項の規程に基づく書簿の閲覧並びに証明書1通につき300円
- (2) 浄化槽設置に伴う承諾書交付手数料1件につき1,000円
- (3) 農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第4条及び第5条の規程に基づく各種意見書並びに証明書は、別表第3により徴収する。
- (4) 土地改良区管理用地と私有地との境界確認1回3,000円

2 前項に定めのないものは、理事長がこれを定める。

**第10条** 国、県又は本土地改良区区域に所属する地方公共団体より公共のため必要とする場合、前条の手数料は減免することができる。

2 生活保護法（昭和25年法律第144号）の適用を受ける者に対し、前条により必要とする手数料は減免することができる。

**第11条** 既納の使用料及び手数料は返還しないものとする。ただし、本土地改良区の要請により使用施設を返還した場合は、既納の使用料は月割をもって返還するものとする。

## 附 則

この規程は、昭和59年4月1日から施行する。

## 附 則（昭和62年12月8日）

この規程は、昭和63年4月1日から施行する。

別表第1

| 種 類                          | 施設物件の大きさ                       | 金 額                      | 附 記                                 |
|------------------------------|--------------------------------|--------------------------|-------------------------------------|
| 橋 梁 ・ 架 設<br>(U字溝も含む)        | 5m未満                           | 200 円 / m <sup>2</sup>   | 右の単価により算定した額が3,000円未満の場合は3,000円とする。 |
|                              | 5m以上 10m未満                     | 300 円 / m <sup>2</sup>   |                                     |
|                              | 10m以上                          | 400 円 / m <sup>2</sup>   |                                     |
| 管 埋 設                        | ヒューム管                          | 300 円 / m                |                                     |
|                              | 水道管 50m 未満                     | 30 円 / m                 |                                     |
|                              | 水道管<br>50m 以上 100m 未満          | 25 円 / m                 |                                     |
|                              | 水道管 100m 以上                    | 20 円 / m <sup>2</sup>    |                                     |
| 道 路 使 用<br>(融雪パイプ)<br>〔仮設建物〕 | 50m 未満                         | 33 円 / m <sup>2</sup>    |                                     |
|                              | 50m 以上 100m 未満                 | 36 円 / m <sup>2</sup>    |                                     |
|                              | 100m 以上                        | 39 円 / m <sup>2</sup>    |                                     |
| 水 路 使 用                      | 5m 未満                          | 33 円 / m <sup>2</sup>    |                                     |
|                              | 5m 以上 10m 未満                   | 36 円 / m <sup>2</sup>    |                                     |
|                              | 10m 以上                         | 39 円 / m <sup>2</sup>    |                                     |
| 広 告 物                        | 表示面積                           | 1,000 円 / m <sup>2</sup> |                                     |
| そ の 他                        | 場所及び状況に応じ他の土地改良施設と比較のうえこれを定める。 |                          |                                     |

別表第2

| 種類                | 排水量        | 単位             | 金額       | 附記                    |
|-------------------|------------|----------------|----------|-----------------------|
| 工場排水              | 1日 1.0 未満  | m <sup>3</sup> | 5,000円   |                       |
|                   | 〃 1～5 〃    | 〃              | 10,000円  |                       |
|                   | 〃 5～10 〃   | 〃              | 15,000円  |                       |
|                   | 〃 10～20 〃  | 〃              | 20,000円  |                       |
|                   | 〃 20～50 〃  | 〃              | 25,000円  |                       |
|                   | 〃 50～100 〃 | 〃              | 100,000円 |                       |
|                   | 〃 100 以上   | 〃              | 150,000円 |                       |
| し尿浄化槽処理排水（畜産排水含む） | 7人槽 以下     | 1基             | 3,000円   | 牛・馬・豚は1頭当たり人間3人に計算する。 |
|                   | 15人槽 〃     | 〃              | 5,000円   |                       |
|                   | 20人槽 〃     | 〃              | 10,000円  |                       |
|                   | 30人槽 〃     | 〃              | 15,000円  |                       |
|                   | 50人槽 〃     | 〃              | 25,000円  |                       |
|                   | 100人槽 〃    | 〃              | 40,000円  |                       |
|                   | 150人槽 〃    | 〃              | 50,000円  |                       |
|                   | 200人槽 〃    | 〃              | 60,000円  |                       |
|                   | 300人槽 〃    | 〃              | 80,000円  |                       |
|                   | 300人槽以上    | 〃              | 100,000円 |                       |
| 油分離槽              | 給油所        |                | 50,000円  |                       |
|                   | 自動車整備工場    |                | 60,000円  |                       |
|                   | その他        |                | 20,000円  |                       |

**別表第3**

| 1 件 当 り の 面 積                                    | 手 数 料   |
|--|---------|
| 500 m <sup>2</sup> 以下                            | 1,000 円 |
| 500 m <sup>2</sup> をこえ 1,000 m <sup>2</sup> 以下   | 2,000 円 |
| 1,000 m <sup>2</sup> をこえ 2,000 m <sup>2</sup> 以下 | 3,000 円 |
| 2,000 m <sup>2</sup> をこえ 3,000 m <sup>2</sup> 以下 | 4,000 円 |
| 3,000 m <sup>2</sup> をこえ 5,000 m <sup>2</sup> 以下 | 5,000 円 |
| 5,000 m <sup>2</sup> をこえるもの                      | 7,000 円 |